



E-Mail : nfduj@zenkoku-kowan.jp

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN (ZENKOKU-KOWAN)

(発行所)
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電話：03-3733-2561
FAX：03-3733-2627
発行人：玉田雅也
定価：30円(組合費を含む)

(毎月1回15日発行・平成7年8月18日)
第三種郵便物認可
2022年5月15日 第350号

第6回(続開)中央団交

賃上げ交渉・下払い料金の検証・残された産別要求に関する折衝を進めるため、長期休会!

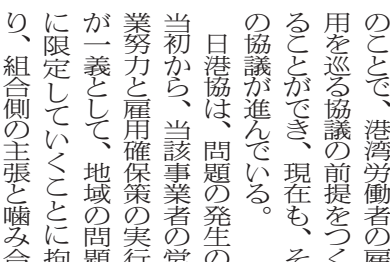
全国港湾と港運同盟は、5月19日(木)13時30分からビジョンセンター永田町(東京)において、長期休会としていた第6回中央港湾団交(続開)を再開して交渉を行った。
その結果、個別賃上げの検証を行うため合意に至らず、5月22日(日)の24時間ストライキを延期し、長期休会となった。



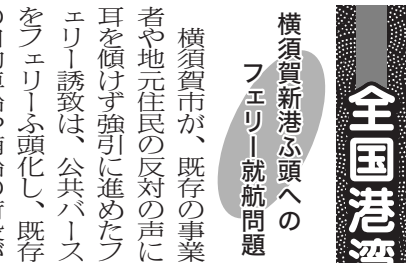
港湾産別22春闘は、前回開催の第6回中央港湾団交(続開)が可及的速やかに解決できるよう要請した。②すでに大幅賃上げを目指す各個別交渉で、業をあげて解決するよう要求していた。また、春闘協定書の文言を成文化することを事務局間で進め、組合はその実施状況を検証していく。③また、組合側は、賃上げを解決し、下払い料金の検証を行う間、残された産別春闘課題について事務折衝などを行って、解決する。④したがって、5月22日(日)の24時間ストライキを延期するが、賃上げ交渉・下払い料金の検証・産別要求に関する折衝の推移を見ながらストライキ実施の判断を行い、場合によっては通告を行うこともあり得るとした。また、この状況を判断しながら、組合側より団交の申し入れを行う。などの主張と提起を行った。



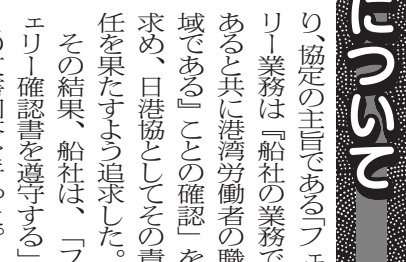
これに対し業側は、「組合側の提案に対して『承知した』と理解を示し、団交を15時に終了した。(次回の交渉は、未定)。



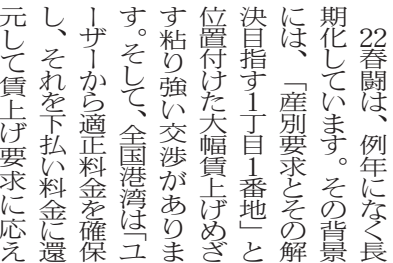
横須賀新港ふ頭へのフェリー就航問題
横須賀市が、既存の事業者や地元住民の反対の声を傾けず強引に進めたフェリー誘致は、公共サービスをフェリーで頭出し、既存の自動車船や船舶の荷役が事実上不可能になり、当該



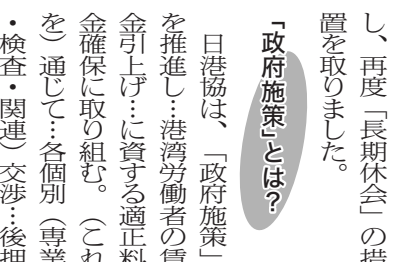
「長期に及ぶ22春闘の背景について」
22春闘は、例年になく長期化しています。その背景には、「産別要求とその解決を目指す1丁目1番地」と位置付けた大幅賃上げめざす粘り強い交渉がありま



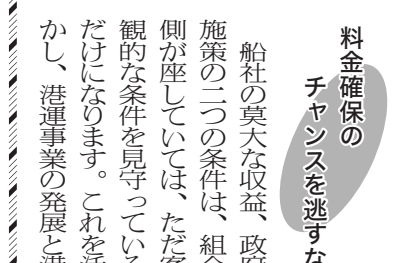
「政府施策」とは?
日港協は、「政府施策」を推進し、港湾労働者の賃上げに資する適正料金確保に取り組み。(これを通じて、各個別(産別)交渉は、引き続き大幅賃上



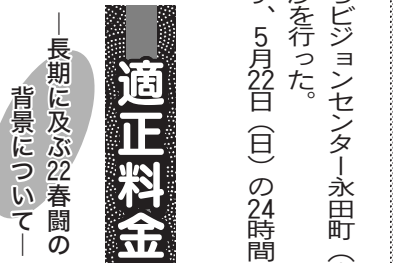
「適正料金・下払い料金確保を!」
よ」と主張し続けています。それが可能な条件は十分にあります。1つは、船社や輸出大企業など港運ユーザーが空前の利益をあげていること、2つは、政府が「価値創造のための転嫁円滑化策(以下、「政府施策」と略)によって下請



「全国港湾の独自要求のUSN」
事業者の業種と港湾労働者の職域を奪う問題を起こしていた。
全国港湾は、フェリー協定を基本に船社の責任と職域・業種を協議する前提をつくり、日港協・全国港湾・地元港運協会及び、全横浜港湾が四者協議体制をつくり、雇用確保を担保するよう要求し、解決を迫った。



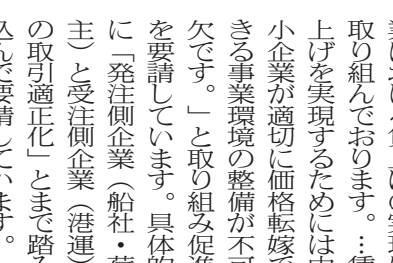
「秋田・船川港における産別協定履行の問題」
限定許可事業者の能代運輪が、無限定許可の取得・参入への動きを強めてい



し、…来年度以降も継続する」と回答しました。文書でユーザーに価格転嫁の推進を要請したとも回答しています。その「政府施策」とは何かを政府資料に沿って紹介します。
目的は、中小企業などが労務費などのコスト上昇分を適切に転嫁し、賃金引上げの環境を整備するためです。そのために、中小企業庁と公取委、及び事業所管省庁が連携して、「買いたたき」の抑制はもとより、適正な価格転嫁を促進するという内容です。これをふまえて、国土交通省は、関係事業者宛に「春闘に向けた期間である毎年1〜3月を「転嫁対策に向けた集中取り組み期間」と定め、関係企業への周知を要請しました。港運を所管する港運局



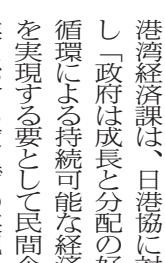
「料金確保のチャンス逃すな」
船社の莫大な収益、政府施策の二つの条件は、組合側が座しては、ただ客観的な条件を見守っているだけになります。これを活かして、港運事業の発展と港



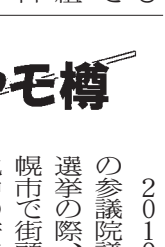
「東北地区港運は事態を重視し、地区労使の確約とす」
東北地区港運は、日港協に対し全国的視点で問題を把握し、産別協定の趣旨に立つた対応を求め続けた。同時に、地区労使が確認書を締結したことを受け止め、これを中央労使が承認し、その後の具体的な対応へ進むべきと主張した。その結果、日港協は「地区確認書の尊重」と「混乱を生じさせないよう港運秩序に資する方策を講じる」との回答を行った。



「増税反対」と声を上げた男女2人が警察官に排除された問題について、札幌地方裁判所は、警察による「ヤジ排除」は違法という判決を下し、『表現の自由の侵害』として北海道に対し賠償命令を命じた。警察はヤジを飛ばした2人が他の聴衆から危害を加えられるなどの恐れがあったため、適法な措置を行ったと主張した。しかし、判決は、当日の行動や証言などからそうした事実はなく、警察官の行為は警察官職務執行法の要件を満たしていないとして『ヤジ排除は違法』と認定した。この判決は憲法にかなり踏み込んだ判決と言われている。判決では表現の自由について『民主主義社会を基礎づける重要な権利』と指摘。2人の発言は、憲法上特に重要な権利として尊重されるべき「公共的・政治的事項に関する表現行為」と位置づけた上で、警察はそれが首相演説にそぐわないと考え、表現行為そのものを制限しようとしたと断定した。『表現の自由』が許されないとどうなるかは、ロシアの現状が極端に示している。市民が、おかしなことを『おかしい』と声を上げることが大切さを、この判決を機に改めて考えたいと思う。



2019年の参議院議員選挙の際、札幌市で街頭演説中の安倍首相(当時)に対し『安倍辞めろ』と声を上げた男女2人が警察官に排除された問題について、札幌地方裁判所は、警察による「ヤジ排除」は違法という判決を下し、『表現の自由の侵害』として北海道に対し賠償命令を命じた。警察はヤジを飛ばした2人が他の聴衆から危害を加えられるなどの恐れがあったため、適法な措置を行ったと主張した。しかし、判決は、当日の行動や証言などからそうした事実はなく、警察官の行為は警察官職務執行法の要件を満たしていないとして『ヤジ排除は違法』と認定した。この判決は憲法にかなり踏み込んだ判決と言われている。判決では表現の自由について『民主主義社会を基礎づける重要な権利』と指摘。2人の発言は、憲法上特に重要な権利として尊重されるべき「公共的・政治的事項に関する表現行為」と位置づけた上で、警察はそれが首相演説にそぐわないと考え、表現行為そのものを制限しようとしたと断定した。『表現の自由』が許されないとどうなるかは、ロシアの現状が極端に示している。市民が、おかしなことを『おかしい』と声を上げることが大切さを、この判決を機に改めて考えたいと思う。



2019年の参議院議員選挙の際、札幌市で街頭演説中の安倍首相(当時)に対し『安倍辞めろ』と声を上げた男女2人が警察官に排除された問題について、札幌地方裁判所は、警察による「ヤジ排除」は違法という判決を下し、『表現の自由の侵害』として北海道に対し賠償命令を命じた。警察はヤジを飛ばした2人が他の聴衆から危害を加えられるなどの恐れがあったため、適法な措置を行ったと主張した。しかし、判決は、当日の行動や証言などからそうした事実はなく、警察官の行為は警察官職務執行法の要件を満たしていないとして『ヤジ排除は違法』と認定した。この判決は憲法にかなり踏み込んだ判決と言われている。判決では表現の自由について『民主主義社会を基礎づける重要な権利』と指摘。2人の発言は、憲法上特に重要な権利として尊重されるべき「公共的・政治的事項に関する表現行為」と位置づけた上で、警察はそれが首相演説にそぐわないと考え、表現行為そのものを制限しようとしたと断定した。『表現の自由』が許されないとどうなるかは、ロシアの現状が極端に示している。市民が、おかしなことを『おかしい』と声を上げることが大切さを、この判決を機に改めて考えたいと思う。